

高松市制限付き一般競争入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事の請負契約に係る制限付き一般競争入札（高松市入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領（平成20年4月1日施行）による入札後審査型一般競争入札を除く。以下「一般競争入札」という。）の実施に関し、高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号。高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則（平成30年高松市規則第34号）第100条において読み替えて準用する場合を含む、以下「規則」という。）及び高松市契約事務処理要綱（昭和43年高松市庁達第8号。高松市下水道事業契約事務要綱（平成30年4月1日施行）において読み替えて準用する場合を含む。）によるほか、必要な事項を定めることにより、入札の円滑な執行を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 一般競争入札に付する建設工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事で、予定価格が1,500万円以上のものとする。ただし、市長が特に認める建設工事の場合は、この限りでない。

(入札参加資格)

第3条 入札に参加する者に必要な資格に関する事項として、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者とする。
- (2) 当該業種に係る市の入札参加資格者名簿に登載されて、連続して2年を経過している者（以下この号において「連続2年以上当該業種登載者」という。）で、当該入札に係る工事種別において指定する決定数値又は等級別格付を受けているものであること。この場合において、連続2年以上当該業種登載者となるために本来入札参加資格申請をすべき期間内に失念等によって入札参加資格申請をしなかった者が、その後の直近の受付期間内に入札参加資格申請をして高松市建設工事競争入札参加資格者名簿に登載された場合において、その者が次のいずれにも該当するときは、当該入札参加資格を失っていた期間の前後の期間は、引き続いていたものとみなす。
 - ア 入札参加資格を失った日の前日から次のいずれにも引き続き該当していたこと。
 - (ア) 当該工事の種類に係る建設業法の許可を受けていること。
 - (イ) 建設業法第27条の23の規定により当該工事の種類の公共工事を直接請け負うことができること。
 - イ 当該失念等の申出があったこと。

(3) 第6条第1項の申請書及び資料の提出期限の日、同項の通知並びに開札（高松市総合評価落札方式実施要領（平成25年6月1日施行）に基づく総合評価落札方式による場合にあっては、同項の申請書及び資料の提出期限の日、同項の通知、開札並びに落札）のいずれの時点においても、高松市（契約監理課経由分に限る。）が発注した工事（随意契約に係るものを除く。以下この号において「対象工事」という。）の手持件数及び高松市病院局が発注した対象工事の手持件数の合計が2以下であること（手持工事件数の特例等に関する要領（平成23年4月1日施行）の規定の適用がある場合は、その適用後の件数以下であることとし、また、次の日は終日手持件数に算入し、イ及びウの日はその翌日に手持件数から除外する。）。

ア 落札者（入札後審査型制限付き一般競争入札にあっては、落札候補者）となった日

イ しゅん工検査に合格した日

ウ 落札候補者となった後の入札参加資格の確認で入札参加資格を有しないとして高松市入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領（平成20年4月1日施行）第14条第5項の通知をした日

エ 落札候補者となった後の低入札価格調査の結果、高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号。高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則（平成30年高松市規則第34号）第100条において読み替えて準用する場合を含む。）第14の2第1項各号のいずれかに該当するとして高松市低入札価格調査制度実施要領（平成31年4月1日施行）第11条第2項の様式第1による通知をした日

(4) 入札に付する工事の施工に必要な施工実績があること。

(5) 入札に付する工事の施工に必要な資格を有する技術者を工事現場に配置できること。

(6) 高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）による指名停止期間中の者でないこと。

(7) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止（当該工事が対象となるもの）期間中の者でないこと。

(8) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(9) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、建設業法第27条の23の経営事項審査及び本市の入札参加資格審査を受け、当該入札参加資格審査において決定数値又は格付を受けたものは、更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

(10) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされ

ている者でないこと。ただし、同法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者で、建設業法第27条の23の経営事項審査及び本市の入札参加資格審査を受け、当該入札参加資格審査において決定数値又は格付を受けたものは、再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項に定めるもののほか、地方自治法施行令第167条の5の2の規定により事業所の所在地に係る資格を設定するに当たっては、地元企業の育成及び地域経済の活性化を図るため、市内企業において施工が可能と認められる工事については、適正な競争原理のもと公平性を確保した上で、市内企業を優先するものとする。

3 市内企業において施工が可能と認められない工事又は市内企業のみでは競争性の確保を図ることができない工事については、準市内企業・市外企業の順で、資格の設定の対象を拡大するものとする。

4 前2項の市内企業、準市内企業及び市外企業とは、次の者をいう。

(1) 市内企業 法人にあつては本店である営業所（建設業法第3条第1項の本店である営業所をいう。以下この項において同じ。）の所在地が高松市内である法人で、高松市内に当該業種に係る営業所（同項の営業所をいう。以下この項において同じ。）を有し、かつ、地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第8項の規定に基づき高松市内に事務所又は事業所を有する法人である旨の申告がなされているものを、個人にあつては住民票の住所が引き続き1年以上高松市内である者（住民票の住所が高松市内である者で、直前の1月1日現在の住民票の住所も高松市内であるものを含む。）で、高松市内に当該業種に係る営業所を有するものをいう。

(2) 準市内企業 法人にあつては本店である営業所の所在地が高松市外である法人で、高松市内に当該業種に係る営業所を有し、かつ、地方税法第317条の2第8項の規定に基づき高松市内に事務所又は事業所を有する法人である旨の申告がなされているものを、個人にあつては高松市内に当該業種に係る営業所を有する者（市内企業に該当する者を除く。）をいう。

(3) 市外企業 それぞれ前2号のいずれにも該当しない者をいう。

5 第1項第4号の施工実績については、高松市公募型指名競争入札実施マニュアル運用基準（平成13年6月1日施行）第1項第4号の規定を準用する。ただし、市長において必要と認める大規模工事について求める施工実績を契約金額の実績によって定める場合にあっては、同号アに規定する下限の割合による金額にかかわらず、その都度市長が公告で定める金額とすることができる。

6 市長において高度な技術水準を要すると認める工事に係る第1項第4号の施工実績については、前項本文において準用する高松市公募型指名競争入札実施マニュアル運用基

準第1項第7号の規定にかかわらず、その都度市長が公告で定めることができる。

- 7 特定建設工事共同企業体により発注しようとするときの入札参加資格は、工事の内容によりその構成員の施工能力に応じて設定する必要がある場合には、特定建設工事共同企業体の構成員それぞれについて定めることができる。

(入札参加資格確認申請書等の提出及び受付)

第4条 市長は、一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）の入札参加資格を確認するため、入札参加希望者から第5項に規定する期限までに入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出を求めることとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

- 2 申請書及び資料は、公告において示す様式に従い作成し、入札参加希望者が持参するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

- 3 第5項に規定する期限までに申請書及び資料を提出しない者又は市長が入札参加資格がないと認めた者は、当該入札に参加することができない旨を公告において明らかにするものとする。

- 4 公告において示す申請書及び資料に係る様式は、高松市入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領様式第1号及び様式第2号に準じて作成するものとする。

- 5 第1項の申請書及び資料の提出期限は、原則として入札公告の日から起算して10日を経過する日とするものとする。

- 6 申請書及び資料の受付期間及び受付場所を公告において明らかにするものとし、受付期間は、公告の日の翌日（その日が休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日又は12月29日から1月3日までをいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）から申請書及び資料の提出期限までとするものとする。

- 7 第1項から第3項まで及び前項に掲げる事項に加えて、次に掲げる事項を公告において明らかにするものとする。

(1) 資料の作成に係る費用は、申請者の負担とすること。

(2) 提出された資料は、返却しないこと。

(3) 資料の提出に関する問合せ先

(4) その他市が必要と認める事項

(資料の内容)

第5条 資料の内容は、次に掲げるものとし、公告において明らかにするものとする。

(1) 施工実績 同種の工事の施工実績

(2) 配置予定の技術者 配置予定の技術者の資格

(3) 発注工種雇用技術者（申請書提出期限日において雇用している技術者につき公告

において入札参加資格として定めた要件をいう。) 当該公告において定めた要件
(入札参加資格の確認)

第6条 市長は、入札参加資格の確認を申請書及び資料の提出期限の日をもって行い、その結果を高松市入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領様式第3号に準じた様式による通知書により通知するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。この場合において、入札参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付すとともに、所定の期限内に入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる旨を明記するものとする。

2 前項の規定による通知は、原則として申請書及び資料の提出期限の日の6日後（休日は算入しない。）の日までに行うものとする。

(苦情の申立て等)

第7条 入札参加資格がないと認められた者及び高松市総合評価落札方式実施要領に基づく総合評価落札方式による入札において落札者とならなかった者のうち落札者の決定結果に対して不服がある者の苦情及び再苦情の申立てに関しては、高松市建設工事等の入札及び契約の過程並びに指名停止等措置に係る苦情処理手続要領（平成24年6月1日施行）の定めるところによる。

(設計図書等の交付又は閲覧)

第8条 設計書、図面及び仕様書並びに入札参加者心得及び契約条項（以下「設計図書等」という。）は、公告後速やかに、又は申請書及び資料の提出期限後速やかに交付又は閲覧に供するものとし、その方法等について公告において明らかにするものとする。

2 設計図書等に対する質問書の提出があった場合は、その質問に対する回答書を閲覧に供するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

3 質問書の提出は、受付場所への持参又は郵送により行うものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

4 質問書の受付期間及び場所を公告において明らかにするものとする。

5 質問書の受付期間は、原則として、設計図書等を交付又は閲覧に供した日の翌日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）から入札執行の日の7日前の日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）までとする。

6 質問に対する回答書の閲覧期間及び閲覧方法は、公告において明らかにするものとする。

7 質問に対する回答書の閲覧は、原則として、質問書の提出期限の日の2日後（休日は算入しない。）の日までに開始し、入札執行の日の前日に終了するものとする。

(工事概要書の配布)

第9条 前条第1項に規定する設計図書等を告示後速やかに交付又は閲覧に供することができない場合には、公告後速やかに工事概要書を配布するものとし、その期間及び場所を公告において明らかにするものとする。

(現場説明会)

第10条 現場説明会は、実施しないこととする。ただし、工事内容等により、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により現場説明会を行う場合には、現場説明会を行う旨及び現場説明会を行う日時、場所等を公告において明らかにするものとする。

3 現場説明会は、入札参加資格確認通知書を送付後速やかに（第7条第5項の規定により入札参加資格のある旨の通知を受けた者に対しては、当該通知書面を送付後速やかに）実施するものとし、入札執行の日の10日前までに行うものとする。

(入札保証金及び契約保証金)

第11条 入札保証金は、規則第7条から第10条の2までに基づいて執行する。

2 契約保証金は、規則第22条から第25条の2までに基づいて執行する。

(入札参加資格確認通知書の提示)

第12条 市長は、入札執行に先立ち、入札参加資格確認通知書を入札参加資格者に提示させるものとする。ただし、規則第12条第2項に規定する方法により入札を行う場合は、この限りでない。

(入札の無効等)

第13条 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札参加者心得等、入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨並びに市長により入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札までの間に第3条の資格を有しなくなった場合は、入札に参加できないものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

(入札の執行)

第14条 入札執行回数は、あらかじめ再度入札を行うものとした場合は、初回の入札及び再度の入札を合わせて2回を限度とする。また、再度入札を行わないものとした場合は、原則として1回とする。

2 開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、原則として、入札を有効なものとして執行するものとする

(入札結果の公表)

第15条 一般競争入札に付した工事については、高松市一般競争入札及び指名競争入札の結果の公表に関する要綱（昭和57年6月1日施行）に基づき、入札の結果を公表するものとする。

(秘密の保持)

第16条 申請者から提出された申請書は、申請者に返還せず、公表しないものとする。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか、一般競争入札の取扱いに必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成6年4月1日から施行する。

(塩江町の編入に伴う経過措置)

2 塩江町建設工事執行規則（昭和57年塩江町規則第4号）第9条第2項の規定により指名競争入札参加資格者名簿に塩江町の編入の日の前日まで引き続いて登載されていた期間は、第4条第1項第2号に規定する市の入札参加資格者名簿に登載されていた期間とみなす。

(牟礼町、庵治町、香川町、香南町及び国分寺町の編入に伴う経過措置)

3 牟礼町建設工事執行規則（平成9年牟礼町規則第9号）第9条第2項、庵治町建設工事執行規則（平成2年庵治町規則第6号）第9条第2項、香川町建設工事執行規則（平成10年香川町規則第8号）第9条第2項、香南町契約規則（平成9年香南町規則第9号）第33条第1項又は国分寺町建設工事執行規則（平成10年国分寺町規則第3号）第9条第2項の規定によりこれらの町の指名競争入札参加資格者名簿に牟礼町、庵治町、香川町、香南町及び国分寺町の編入の日の前日まで引き続いて登載されていた期間は、第4条第1項第2号に規定する市の入札参加資格者名簿に登載されていた期間とみなす。

(総合評価落札方式による場合の取扱い)

4 高松市総合評価落札方式実施要領に基づく総合評価落札方式（以下「総合評価落札方式」という。）による場合において、必要があるときは、第4条第8項各号に掲げる事項のほか、同要領及びその細則による評価に必要な事項を記載した資料の提出に関する事項を公告において明らかにするものとする。

5 総合評価落札方式による場合においては、前項に規定する事項のほか、総合評価の方法、評価内容の担保その他必要事項を公告において明らかにするものとする。

(主観点数による入札参加資格の導入)

6 主観点数による入札参加資格の試行導入については、高松市入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領附則第5項及び第6項の規定の例による。この場合、この項を適用し行った主観点数による入札参加資格の設定は、同要領附則第5項の規定により行ったものとみなす。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年9月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年1月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年9月6日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

2 改正後の第7条第1項及び第4項の規定は、この要領の施行の日以後に行う公告に係る契約について適用し、同日前に行われた公告に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成24年12月17日から施行する。

2 この要領の施行の日から平成25年5月31日まで間の改正後の第3条第4項の規定

の適用については、同項第1号中「有し、かつ、地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第8項の規定に基づき高松市内に事務所又は事業所を有する法人である旨の申告がなされている」とあるのは「有する」と、「住民票の住所が高松市内である者で、高松市内に当該業種に係る営業所を有するもの」とあるのは「高松市内に当該業種に係る本店である営業所を有する者」と、同項第2号中「有し、かつ、地方税法第317条の2第8項の規定に基づき高松市内に事務所又は事業所を有する法人である旨の申告がなされているものを、個人にあつては住民票の住所が高松市外である者で、高松市内に当該業種に係る営業所を有する」とあるのは「有する」とする。

附 則（抄）

- 1 この要領は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年10月28日から施行する。
- 2 改正後の高松市制限付き一般競争入札実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に行う公告に係る契約について適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年11月1日から施行する。
- 2 改正後の高松市制限付き一般競争入札実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に行う公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。